

○琴浦町健康経営モデル事業補助金交付要綱

令和3年7月1日

訓令第40号

改正 令和5年7月5日訓令第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、琴浦町健康経営モデル事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、琴浦町補助金等交付規則(平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、琴浦町内に本店又は支店等事務所を有する事業所(以下「町内事業所」という。)が健康経営を実践するためにかかる費用の全部を補助することにより、町内事業所に対し健康経営を推進するとともに、町民及び町内事業所に勤める者の健康増進を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 町長は、前条の目的の達成に資するため、別表第1第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表第2欄に掲げる者(以下「補助対象者」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助金の額は、補助事業に要する別表第1第3欄に掲げる経費と、同表第4欄に掲げる補助限度額のいずれか低い額以下とする。
- 3 補助金の交付は、1事業所につき、1回限りとする。
- 4 補助対象者の区分は、別表第2に掲げるとおりとする。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、規則第4条の申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に申請しなければならない。

- (1) 琴浦町健康経営モデル事業計画書(様式第1号)
- (2) 琴浦町健康経営モデル事業収支予算書(様式第2号)

- 2 補助事業は、規則第4条ただし書に規定する場合に該当するものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(請求)

第6条 規則第19条の規定による請求書は、琴浦町健康経営モデル事業補助金請求書(様式第4号)によるものとする。

(着手届及び完了届を要しない場合)

第7条 着手届は、規則第10条第3号に規定する場合に該当するものとし、これを要しない。

2 規則第14条の規定による完了届は、これを要しない。

(実績報告)

第8条 規則第16条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに
行わなければならない。

(1) 規則第16条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。ただし、補助金の金額が概算払により交付された場合にあっては、交付決定年度の翌年度の4月20日とする。

(2) 規則第16条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日とする。

2 規則第16条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則(令和3年7月1日訓令第40号)

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和5年7月5日訓令第31号)

この訓令は、令和5年7月5日から施行する。

別表第1(第3条関係)

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助限度額
健康経営モデル事業	町内事業所(中小規模事業所及び大規模事業所)	町内事業所が有する健康課題の解決を図るための事業の実施にかかる経費の全額	(1) 中小規模事業所 20万円 (2) 大規模事業所 25万円

別表第2(第3条関係)

区分	卸売業	小売業	医療法人・サービス業	製造業その他
中小規模事業所	100人以下	50人以下	100人以下	300人以下
大規模事業所	101人以上	51人以上	101人以上	301人以上

年度琴浦町健康経営モデル事業計画書(報告書)

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名 (事業所名)	
(本社(店))所在地	
町内の支社(店)又は営業所の名称 (本社(店)が町外にある場合に記載)	
代表者氏名	
申請担当者氏名	
申請担当者連絡先	

2 事業所区分(補助金申請区分)

申請区分 (該当する番号に○)	<p>1. 中小規模事業所</p> <p>2. 大規模事業所</p>
業種区分 (該当する番号に○) ※分類は、日本標準産業 分類による	<p>1. 卸売業 (大分類I・中分類50～55)</p> <p>2. 小売業 (大分類I・中分類56～61) (大分類M・中分類76～77)</p> <p>3. 医療法人・サービス業 (大分類G・中分類38～39、411～412、415～416) (大分類K・小分類693、中分類70) (大分類M・中分類75) (大分類L、N、O、P、Q、R ※該当する全て)</p> <p>4. 製造業その他 (上記1～4以外)</p>
従業員数	<p>人</p> <p>※従業員は、「常時使用する従業員」が該当。ただし、「常時使用する従業員」に該当しない場合にあっても、本事業の対象とする者は、この人数に含めること。</p>

【参考】業種区分及び従業員数による申請区分

区分	卸売業	小売業	医療法人・サービス業	製造業その他
中小規模事業所	100人以下	50人以下	100人以下	300人以下

大規模事業所	101人以上	51人以上	101人以上	301人以上
--------	--------	-------	--------	--------

3 実施体制(対策チームの設置状況)

①チームの構成人数	人
②労働安全衛生委員会の設置状況及び参加の有無	有 (参加 あり・なし) ・ 無 ※ 設置義務がなく設置していないときは無に○をすること
③事業所役員の参加の有無	有 ・ 無 参加者数 (人)
④加入している医療保険者(※)の名称及び参加の有無	医療(加入)保険者の名称:() 参加の有無: 有 ・ 無
⑤産業医の参加の有無	参加の有無: 有 ・ 無
⑥その他の従業員の参加の有無 (直接雇用関係のある産業保健師や労働組合役員などが該当。ただし、労働安全衛生委員会構成員は除く)	参加の有無: 有 ・ 無 参加者数: 人 参加者の区分(あれば)()
⑦その他外部からの有識者等の参加の有無 (直接雇用関係のない保健師や看護師などが該当。町から派遣された保健師などがこれにあたる。ただし、医療保険者からの参加は除く)	参加の有無: 有 ・ 無 参加者数: (人) 参加者の資格(あれば): ()

※加入している医療保険者の名称については、「常時使用する従業員」が事業所を通じて加入している医療保険者のうち最も多いものを記載すること。

4 事業実施主体における健康課題及び健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)

※3で記載した対策チームにおいて検討した事項を記載

①事業実施主体における健康課題等	
②取組数値目標(K P I)及び取り組み評価	
③取り組みの具体的計画	

①事業実施主体における健康課題等	
②取組数値目標(K P I)及び取り組み評価	
③取り組みの具体的計画	

※取り組み内容が複数あり足りないときは、本様式をコピーして利用可。

5 実施内容 ※事業報告時に記載すること。

①教室・健康相談・イベント・保健指導等実施状況

実施日	参加(実施)人数(人)	実施内容	備考

(注)実施日ごとの参加人数、実施内容などがわかる資料(記録等)があれば、その資料の添付に替えることは可。

②備品等購入一覧

購入日	品目	個数	単価(円)	数量	金額 (円)	備考

(注)購入した備品等の写真を添付すること。

年度琴浦町健康経営モデル事業収支予算(決算)書

1 収 入

(単位:円)

	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度決算額 (本年度予算額)	比 較	備 考
町補助金				
計				

2 支 出

(単位:円)

	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度決算額 (本年度予算額)	比 較	備 考
補助対象経費				
事業実施費				
補助対象外経費				
計				

様

琴浦町長

印

琴浦町健康経営モデル事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました琴浦町健康経営モデル事業補助金については、琴浦町健康経営モデル事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき次のとおり交付決定及び額の確定をしたので通知します。

記

1 対象事業

補助金の対象事業は琴浦町健康経営モデル事業補助金を交付事業とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

- | | | |
|----------|---|---|
| (1)算定基準額 | 金 | 円 |
| (2)交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。